

新型コロナウイルス感染症関係の情報



掲載している情報は今後変わる場合があります。最新の情報は市ホームページでご確認ください

検査で「陽性」と診断されたら・・・

- ▷受診した医療機関や保健所などの指示に基づき行動をしてください
- ▷陽性者は、自宅などでしっかりと療養することが大切です
- ▷同居家族が濃厚接触者となった場合は、同居家族も一定期間の自宅待機が求められます

はじめに行うこと

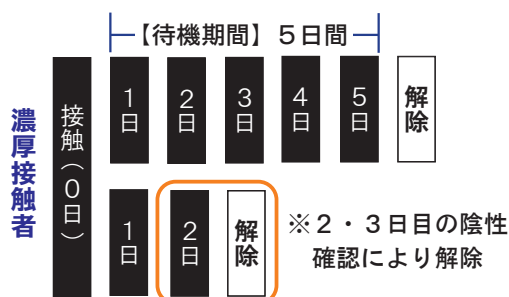
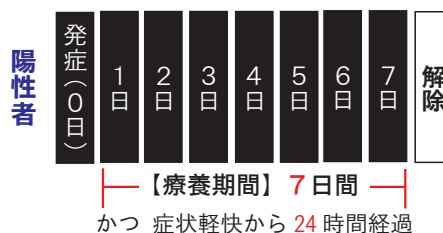
- ①医療機関で陽性と診断された場合、自宅などで待機をします。
- ②保健所より、当日から翌日にかけて、ショートメッセージ（SMS）もしくは電話で連絡が来ます。
- ③職場や学校などへ連絡をします。
- ④発症日2日前から接触のあった人のうち、特に濃厚接触の可能性が高いと思われる人に連絡をします。
- ⑤自宅療養中の外出は厳禁です。

陽性者の療養期間

発症日の翌日から10 7日間 かつ、症状軽快から
72 24時間経過している（11 8日目解除）

※9月7日から療養期間などが短縮されました

※治療内容や症状により延長となることがあります
※無症状の場合は、検体採取日の翌日から5日間に短縮。
ただし、10日間が経過するまでは、健康状態の確認を行い、高齢者など重症化リスクのある人との接触や感染リスクの高い行動を控えるなど感染対策の徹底が必要



濃厚接触者の待機期間

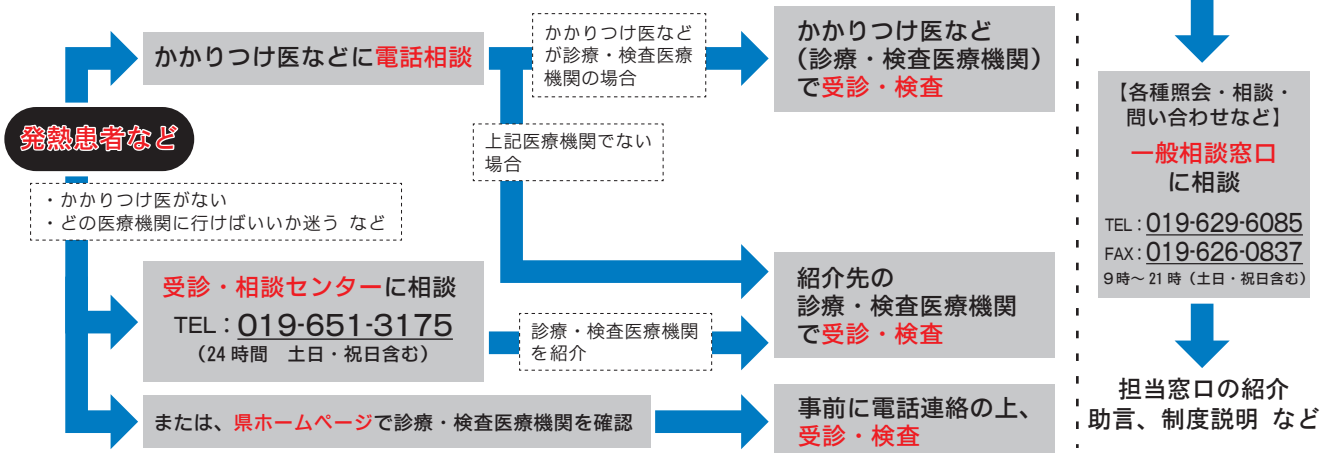
陽性者との最終接触日の翌日から5日間（6日目解除）

※9月7日時点の情報です。今後変更となる可能性があります

■問い合わせ 本庁健康増進課健康づくり係（☎34-2903）

発熱や風邪などの病状のある人の相談・受診

- ・発熱などの症状が生じた場合には、まずはかかりつけ医などに電話で相談
- ・相談する医療機関に迷う場合などは、「受診・相談センター」に相談
または、県ホームページで診療・検査医療機関を確認



※感染対策を徹底するなど体調管理に十分注意し、体調不良の場合は早めに相談・受診しましょう